

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 13 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係

Net119 緊急通報システムの導入について（周知依頼）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁では会話に不自由な聴覚・言語障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム（以下「Net119 緊急通報システム」という。）に関する報告書を取りまとめ、各都道府県消防防災主管部長宛てに、別添の「Net119 緊急通報システムの導入について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日消防情第 100 号）を発出いたしました。

Net119 緊急通報システムは、聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うために必要であることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の消防防災主管部等と連携の上、別添の内容について聴覚・言語機能障害者や関係団体へ周知いただき、Net119 緊急通報システムの利用促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に周知方お願いいたします。

**【問合せ先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係

TEL 03-5253-1111（内線 3076）

FAX 03-3503-1237